

中国公船による尖閣諸島領海への度重なる侵犯行為 及び与那国町漁協所属漁船への追尾に関する意見書

当市行政区域である尖閣諸島周辺を航行していた中国海警局の船(以下、中国海警船)4隻が、5月8日に領海内を侵犯、うち2隻が魚釣島の西南西約12キロの海上で操業中の与那国町漁協所属の漁船「瑞宝丸9.7t」に接近し追尾を行ったことから、警備にあっていた海上保安庁の巡視船が漁船の安全を確保し領海侵入に対する警告を行い現場は一時、緊張が高まった。

中国海警船は、翌日9日から10日にかけても引き続き2隻が領海内を侵犯、3日連続の領海侵犯は異例で、領海内を航行していたおよそ26時間という時間は過去2番目の長さであり、中国海警船による尖閣諸島領海侵犯や領海外側の接続水域での航行は、昨年から今年にかけ増加している。

今回の中国海警船の行った行動に対し、日本政府は、ただちに主権の侵害であるとして中国政府に対し嚴重な抗議を行ったが、中国外務省は「漁船は中国の領海で違法に操業していた。」として、尖閣諸島領海で日本の漁船が違法操業したと法執行権を初めて主張、また「日本側に新たな争いごとを作り出さないよう求める。」などとして自らを正当化し、逆に日本政府を批判した。

このことは、当市の漁業者をはじめとする尖閣諸島周辺海域で操業を行うわが国の漁業者に、これまでにない不安を与えていると共に、中国海警船が今後さらに日本の漁船に接近し追尾することが繰り返される可能性もあることから、政府と沖縄県は、中国政府に対し嚴重に再発防止を求め、更なる警戒監視体制の強化と日本漁船を保護する体制の構築、中国の国際法違反の行動に対して国際社会と連携して対処していくことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年5月15日

石垣市議会

あて先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、農林水産大臣、沖縄県選出国會議員、海上保安庁長官、水産庁長官、沖縄県知事、八重山選出県會議員